

富山県土地利用基本計画書

平成25年3月

富 山 県

富山県土地利用基本計画

目 次

前 文 土地利用基本計画策定の趣旨	1
1 土地利用の基本方向	
(1) 県土利用の基本方針	2
ア 県土利用の基本理念	2
イ 県土利用の現況	2
ウ 県土利用をめぐる基本的条件の変化	3
エ 県土利用の基本方向	4
(2) 地域類型別の土地利用の基本方向	8
ア 都市	8
イ 農山漁村	10
ウ 自然維持地域	12
(3) 土地利用の原則	14
① 都市地域	14
② 農業地域	14
③ 森林地域	15
④ 自然公園地域	15
⑤ 自然保全地域	16
2 5地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	17
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	17
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	17
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	18
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	18
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	18
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	18
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	18
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	18
【参考1】 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	19
【参考2】 5地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	20

富山県土地利用基本計画

前 文 土地利用基本計画策定の趣旨

本土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、富山県の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき国土利用計画（全国計画）を基本として策定した。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制、遊休土地に関する措置及び土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するための基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。このため、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、かけがえのない自然環境を守りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、県民の健康で文化的な住みよい生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

また、「みんなで創ろう！人が輝く高志の国 ～活力、未来、安心のふるさと～」を県づくりの基本目標とし、活力、未来、安心の3分野の基本政策とこれを支える「人づくり」を重要戦略とする富山県づくりを推進するに当たり、適切な土地利用を図る必要がある。

イ 県土利用の現況

本県は、日本のほぼ中央部に位置し、東京・大阪・名古屋の三大都市圏からほぼ等距離にあり、また北東アジア地域のほぼ中央部に位置している。県土は、標高 3,000 メートル級の立山連峰から水深 1,000 メートルを超える富山湾に至るまで、高低差約 4,000 メートルの変化に富んだ地形を有している。急峻な山岳地帯に源を発する幾多の清流は、複合扇状地を形成し、環境省の名水百選に全国最多の 8 箇所が選定されるなど、清らかな水を豊富に供給している。気候的には多雨多湿の日本海型気候に属し、四季の変化に富み、植生自然度も本州一である。

このような自然条件の下で、約 42 万 ha の県土に 109 万人の人口を擁している（平成 22 年現在）。農林業については、良質米として評価の高いコシヒカリや県花のチューリップ、日本一の生産高である種籾などの生産、豊かな森林資源の維持管理などが行われ、産業については、豊富な電力・水などに支えられ、アルミ等の金属製品や電気機械、化学などを中心に、日本海側屈指の工業集積を形成している。また、持ち家比率や住宅の広さ、道路整備の現状が全国トップクラスであるなど、ゆとりある良好な居住環境を形成している。

しかしながら、この優れた環境は座して得られるものではなく、将来の県民に引き継ぐためには、今日、環境への負荷の少ない循環型社会や低炭素社会の実現が求められている。

ウ 県土利用をめぐる基本的条件の変化

(ア) 土地利用転換速度の緩慢化

全体としては、次の事情から地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、場所によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積が見込まれることから、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

- a 全国平均を上回る速度で高齢化が進行し、出生率が低迷する中で、人口減少がさらに進むものと見込まれる。
- b 都市部においては、中心市街地の空洞化や空き家の増加、虫食い状の低未利用地などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される。
- c 経済社会諸活動については、企業の生産拠点の海外移転が加速するなど本県産業の空洞化が懸念される一方、環日本海・アジア地域の著しい経済成長、情報通信技術の発達、新産業分野の市場拡大などが見通され、成長力や競争力の強化につながることが期待される。
- d 北陸新幹線の開業による新幹線駅を中心とした交流拠点づくりやアクセス道路の整備、環日本海・アジア地域の物流拠点としての伏木富山港の機能強化等、交通ネットワークの充実に伴い、新たな企業の立地、観光産業の発展などが期待される。

(イ) 土地利用の質的向上への要請

県民の次の要請に応えるためには、県土利用の質的向上を図ることが特に重要となっている。

- a 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、地震・津波の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大、都市における諸機能の集中、農山漁村における県土資源の管理水準の低下や高齢化、過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化などが懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。
- b 地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大に伴って生じる諸問題等に適切に対処するため、循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要になっている。
- c 農地のスプロール的な改廃が進み、効率的な農業生産活動に影響を及ぼすようになってきており、土地利用転換の適正化が求められている。
- d 美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の毀損、生活環境や自然環境

の悪化などが懸念される一方、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。

(ウ) 県土利用の総合的なマネジメントへの期待

県土の有効利用や質的向上を図るに当たっては、次のような状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応の下、次世代へ向けて能動的に県土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待される。

- a 県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、例えば、身近な生活空間として土地利用を認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものにとらえて快適性や安全性を考えるなど、空間における個々の土地利用を横断的にとらえるべき状況がみられる。
- b 交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地が、既存中心市街地での低未利用地の増加を招くなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。
- c 地域間の交流・連携が進む中で、例えば、森林ボランティアや企業などによる県民参加の森づくり活動など、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。すなわち、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。
- d また、このような土地利用をめぐる関係性は本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、地域での創意工夫ある取組の重要性も高まっている。

エ 県土利用の基本方向

このため、今回の計画期間における課題は、県土に限られた資源であることを前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、また、全体としては土地利用転換の圧力が低下しているという状況を県土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、県土利用の質的向上を図ること、

さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めること
によってより良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な
県土管理」を行うことである。

このような持続可能な県土管理という課題への対応に際しては、長期にわた
る内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場
として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

(ア) 土地需要の量的調整

市街地の再開発や、空き店舗・空き家対策の推進等、必要に応じて再利用
を行うなど、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合
理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。
他方、農林業的土地利用を含む自然的利用^{*}については、地球温暖化防止、
食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性
の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場として
の役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。また、
森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用
の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系
や景観に影響を与えること等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うこ
とが重要である。

(イ) 県土利用の質的向上

県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、次の観点を基本とする。

a 災害に強い安全・安心な県土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本とし
つつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、諸機能の
適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしての
オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的
管理、農用地の管理保全、水源のかん養・土砂の流出の防備・土砂の崩壊
の防備など森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安
全性を総合的に高めていく必要がある。

*「自然的利用」…農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、
原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。都市的利用以外の土地利用を
総称したものである。

また、津波に強いまちづくりを目指し、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用や避難場所・避難ビル・防波堤・防潮堤・海岸保安林等の計画的整備などを進める必要がある。

b 人と自然との共生や循環型社会を重視した県土利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的利用^{*1}に当たっての自然環境への配慮、原生的な自然地域等を核として県境を越えた視点や生態的なまとまりを考慮したエコロジカル・ネットワーク^{*2}の形成による自然の保全・再生・創出などを図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。

また、本県の地域特性を活かした小水力発電や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むとともに、地熱利用等に関する調査研究を推進し、エネルギー源の多様化を図る必要がある。

c 水と緑に恵まれた多様な森づくり

「水と緑の森づくり税」を活用して、生物多様性の保全や野生生物との共生などを目指した「里山林」や、水土保持機能などの維持・向上を目指した「混交林」の整備を着実に進め、今後とも県民全体でとやまの森づくりを支えていく必要がある。

d 歴史・文化を活かしたふるさとづくり

地域の歴史や文化などを活かした個性豊かな景観・風土を守り育てるとともに、今後も、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の資源を活かしたまちづくりや、潤いや賑わい、楽しみのあるまちづくりを進める必要がある。

また、富山らしい魅力ある地域資源を発掘し、さらにその価値を高め、新しい魅力の創造につなげるなど、郷土への誇りと愛着を抱きながら魅力ある地域づくりを進めようとする、地域や県民主体の取組みを促進する必要がある。

*1「都市的利用」…住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

*2「エコロジカル・ネットワーク」…保全すべき自然環境や優れた自然条件を有する地域を確保して、これらが有機的に形成された地域のネットワーク。生物の生息・生育地域をつないで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的とする。

(ウ) 県土利用の総合的なマネジメントの展開

土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、事業の位置・規模の検討段階での環境配慮等を通じた慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待される。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることも重要である。また、次の観点で、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。

- a 県は、総合的な観点で土地利用計画などの基本的な施策を策定するとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に取り組む。
- b 市町村は、県の計画を基本として、住民の意向を反映した市町村の区域内における土地利用の方向を示す。
- c 事業者は、地方公共団体が実施する施策に協力する。

(エ) 県土の有効利用

これらの実現に当たっては、土地利用の高度化、有効利用を図るとともに、都市的利用と自然的利用の調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

また、国や県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理等により、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動き、すなわち「県土の県民的経営」を促進していく必要がある。

(2) 地域類型別の土地利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

市街地（人口集中地区）については、人口減少、高齢化の進展等の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造^{*1}や集約型都市構造^{*2}なども視野に入れて、都市における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、中心市街地等における都市機能の集積や公共交通の利便性向上を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的利用からの転換は抑制することを基本とする。

なお、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。

あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

*1「低炭素型の都市構造」…エネルギーの面的利用（複数の施設や建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等）やヒートアイランド（都心部の気温が郊外よりも島状に高くなること）対策等により、エネルギー環境を改善する都市構造のこと。

*2「集約型都市構造」…都市機能（金融機関、商業施設、文教施設等）を適切に集積することにより、全ての人が暮らしやすい、歩いて暮らせる環境をつくとともに、環境負荷の低減を図り、また、他の地域との間を公共交通ネットワークで連携した都市構造のこと。

① 新川地域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）

この地域は、湧水、河川、深層水など良質で豊富な水資源に支えられ、アルミ等の金属製品や電子材料・部品、一般機械等の産業が集積している。また、黒部峡谷、宇奈月温泉、蜃気楼、ヒスイ海岸など、多彩な観光資源を有している。

今後、北陸新幹線新黒部駅（仮称）は、県東部の新たな玄関口として、交通基盤整備の推進や交通アクセスの向上が見込まれるため、新幹線駅を核とした地域交通ネットワークの充実を図るとともに、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとする。

このため、北陸新幹線新黒部駅（仮称）へのアクセス道路の整備や、乗り継ぎのための富山地方鉄道本線の新駅など、公共交通を含めた交通ネットワークを構築するとともに、周辺都市との道路網や東西幹線道路の整備など、健全な市街地形成を支える都市基盤の整備を推進する。

② 富山地域（富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町）

この地域は、高度なものづくり技術を有する多くの企業や、高等教育機関、試験研究機関、産業支援機関が集積し、医薬品産業や一般機械産業が盛んな中核都市地域である。また、立山黒部アルペンルート、越中おわら風の盆、ほたるいか観光等の知名度の高い観光資源を有している。

今後、広域的な交通基盤である北陸新幹線、伏木富山港等の整備促進や富山空港の機能充実に伴い、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かした交流のさらなる拡大や、環日本海・アジア地域の交流拠点としての発展が期待されている。

このため、これらの広域的な交通基盤の整備を推進していくとともに、富山駅周辺を含む中心市街地においては、北陸新幹線の整備などを踏まえ、駅や駅前広場など交通結節点の強化や、居住、商業、業務等の都市機能の集積など、広域的な交流拠点としての利便性の向上を図り、中心市街地の賑わいづくりを推進する。その他の既成市街地においては、鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に地域住民の日常的生活に必要な機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進する。

③ 高岡・射水地域（高岡市、射水市、氷見市）

この地域は、臨海工業地域を中心にアルミ、鉄鋼等の金属製品や化学、高岡銅器等の伝統産業などが集積している。また、各地の曳山行事、国宝瑞龍

寺、勝興寺、柳田布尾山古墳、高岡市山町筋等のまち並み景観など、歴史的・文化的資産に恵まれている。

今後、北陸新幹線、東海北陸自動車道、能越自動車道や伏木富山港等の広域的な交通基盤の整備充実に伴い、東海・飛騨地方、石川県、福井県との交流拡大や環日本海・アジア地域の交流拠点としての発展が期待されている。

このため、北陸新幹線など広域交通網の整備にあわせ、駅周辺地域、アクセス道路の整備などにより、交通ネットワークの強化を推進する。また、歴史と伝統を活かした環境整備を推進するとともに、それぞれの地区の特性に応じた都市環境の整備を推進する。

④ 砺波地域（砺波市、小矢部市、南砺市）

この地域は、電子部品、金属製品、一般機械等の産業や井波彫刻等の伝統産業が発達している。また、世界文化遺産である五箇山の合掌造り集落、井波と城端の門前町等の伝統的なまち並み景観、農村の原風景の散居景観、俱利伽羅源平古戦場など、多彩な観光資源に恵まれている。

今後、全線開通した東海北陸自動車道の活用等による東海・飛騨地方、石川県、福井県との交流拡大や、豊かな自然、恵まれた観光資源を活かした入込客の増加等による発展が期待されている。

このため、今後もさらなる広域的な連携を図るため、公共交通も含めた周辺都市への交通ネットワークの強化と、健全な市街地形成を支える都市基盤の整備を推進する。また、歴史的まち並みや散居村などの景観の維持・保全及び継承に努め、美しい景観づくりを推進する。

イ 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。

このような対応の中で、優良農地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。また、あわせて二次的自然としての散居村など農山漁村における景観、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図る。

特に、農業の生産条件が有利な地域にあつては、農業生産基盤の整備と効

率的かつ安定的な農業経営のため担い手への農用地の利用集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあつては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図るとともに、用排水路等についても農家と地域住民の一体的な管理体制の確立を図る。

① 新川地域

北アルプスの山岳地域を背景に、黒部川、早月川などの大小の河川による扇状地が広がり、急峻な地形勾配をなしている。清流や黒部川扇状地湧水群などの良質で豊富な水資源を活用して、水稻のほか、りんご、梨、入善ジャンボ西瓜、チューリップなどの特産品が生産されている。海岸部には、昔から北洋漁業をはじめとした遠洋・沖合漁業が栄えてきた黒部漁港や、ベニズワイガニのカニ籠漁発祥の地としても知られる魚津港等がある。

このような地域の保全・発展を図るため、大区画ほ場整備による農業生産の効率化・省力化、中山間地域の鳥獣による農作物被害の防止などを推進し、優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止に努める。また、黒部川扇状地に農家が点在する散居景観や、北アルプスと一体となった農村景観の保全に努めるとともに、快適で活力ある農山漁村づくりを推進する。

② 富山地域

東は北アルプス、南西は呉羽丘陵から飛騨山地に連なる山岳地帯に囲まれ、常願寺川や神通川をはじめとした河川によって形成された扇状地平野などから成る、豊かで美しい自然環境に恵まれた中核都市地域である。この中核都市周辺の扇状地や丘陵地を活用して、水稻のほか、白ねぎやトマト、梨などの特産品が生産されている。海岸部には、ホタルイカの定置網漁が盛んな滑川漁港や、明治時代よりシロエビ漁が行われてきた岩瀬、水橋地区がある。

このような地域の保全・発展を図るため、他の地域に比べて低い農地利用集積等の向上に資する基盤整備の実施、中山間地域の鳥獣による農産物被害の防止などを推進し、優良農地の確保や都市化・混住化の進展等により増加している耕作放棄地の発生防止に努める。また、背後の森林や北アルプスの雄大な眺望景観と一体となった特徴ある農村景観の保全に努めるとともに、快適で安全・安心な農山漁村づくりを推進する。

③ 高岡・射水地域

県の西部に位置し、豊富なため池や小高い丘陵地など、豊かで美しい自然環境に恵まれた地域である。この地域の扇状地や低平地では、肥沃で、水が豊富なことから、水稻のほか、ほうれん草、小松菜、えだまめ、チューリップなどの特産品が生産されている。また、氷見・二上などの中山間地域では、小規模な農業集落が点在し、多くのため池を利用して農業が行われている。海岸部には、県内随一の漁獲量を誇る氷見漁港や、多様な魚種の出荷で知られる新湊漁港等がある。

このような地域の保全・発展を図るため、大区画ほ場整備による農業生産の効率化・省力化、中山間地域の鳥獣による農産物被害の防止などを推進し、優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止に努める。また、扇状地に広がる散居村、中山間地域に点在する棚田の景観等の保全に努めるとともに、個性豊かな魅力ある農山漁村づくりを推進する。

④ 砺波地域

砺波平野は飛騨山地を源流とし広大な流域を持つ庄川及び小矢部川により形成された複合扇状地で、その豊富な水量に支えられた豊かな穀倉地帯である。この地域のチューリップや水稻種籾は国内有数の生産額を誇るほか、干柿やたまねぎ、さといも、蕎麦、赤かぶなどの特産品が生産されている。

このような地域の保全・発展を図るため、大区画ほ場整備による農業生産の効率化・省力化、中山間地域の鳥獣による農産物被害の防止などを推進し、優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止に努める。また、砺波平野に広がる散居村の美しい田園景観の保全に努めるとともに、個性豊かな魅力ある農山村づくりを推進する。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、同観点から都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

① 新川地域

中部山岳国立公園の朝日岳、県立自然公園の僧ヶ岳等の山岳景観や、自然環境保全地域の沢杉、愛本、池の尻等の原生的な自然に囲まれていることから、その適正な保全を図る。また、黒部峡谷、宇奈月温泉、蜃気楼、ホタルイカ群遊海面、埋没林、ヒスイ海岸として有名な宮崎・境海岸など多彩な自然環境の保全に努める。

① 富山地域

この地域の南東部には北アルプス立山連峰に連なる丘陵地があり、中部山岳国立公園立山に代表される豊かな自然に恵まれ、立山黒部アルペンルートは国際的にも大規模な山岳観光ルートとなっていることから、生態系にも配慮した自然環境の保全を図る。また、ラムサール条約登録湿地「立山弥陀ヶ原・大日平」や、現存する日本初の「氷河」があると確認された立山・劔岳の環境保全を図るとともに、富山平野を土砂災害から守り続けてきた立山砂防の施設群の文化的景観や立山カルデラの自然環境の保全に努める。

② 高岡・射水地域

富山湾越しの立山連峰が眺望できる氷見海岸、雨晴海岸、二上山などの能登半島国定公園や、国の天然記念物に指定された十二町瀉オニバス発生地など、豊かな自然に恵まれていることから、自然景観や優れた水辺空間などその適正な保全を図る。

④ 砺波地域

白山国立公園や、県立自然公園の五箇山、^{しらきみずなし}白木水無、医王山等は、多くの高山植物と貴重な野生動物の生息地であり、その適正な保全を図る。また、自然環境保全地域の縄ヶ池・若杉や山の神には、ブナ、ミズナラの天然林があり、谷内谷にはオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地があるなど、豊かな自然に恵まれていることから、自然環境の保全を図る。

(3) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域ごとにそれぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

5地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

なお、3つの地域類型と5地域との関係については、都市は主に都市地域、農山漁村は主に農業地域・森林地域、自然維持地域は主に森林地域・自然公園地域・自然保全地域に該当する。

① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。

ア 市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域をいう。以下同じ。）については、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して農林漁業や自然環境との調和を図りつつ、市街地の開発、交通体系の整備、都市排水施設等の整備等を計画的に推進するものとする。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）については、市街化を抑制すべき地域であることを考慮して、建築物の建築に係る開発行為を許可制に係らしめることで、市街化を抑制し、農林漁業や自然環境の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域をいう。以下同じ。）内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の地域については、土地利用の動向を踏まえ、農林漁業や自然環境との調和を図りながら、積極的な市街化は図らないものとする。

② 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

ア 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地は、直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地である。したがって農用地区域内の農地等

については、他用途への転用は行わないものとする。

- イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された計画等を尊重するものとするが、この場合においても農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。

③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

- ア 保安林（森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに掲げる目的を達成するために指定された保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。

- イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

- ア 特別保護地区（自然公園法第 21 条第 1 項による特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るものとする。

- イ 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は第 73 条第 1 項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることに

かんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

ア 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第 14 条第 1 項の原生自然環境保全地域をいう。）においては、その指定方針に即して、自然の推移にゆだねることとする。

イ 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項の特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

ウ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2 5 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して1の(2)に掲げる地域類型別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとする。ただし、土地利用の現況に留意し、農業上の利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

- ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
都市内に残されている樹木や森林について、緑地としての保全に最大限努めながら、都市的な利用を図るものとする。
- ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用の現況に留意し、森林としての利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図っていくものとする。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先する。
- イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

- ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとする。ただし、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとする。ただし、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

- 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

- 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

【参考1】

県土利用の基本方向を踏まえた、平成33年の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりである。

なお、この目標は、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を考慮して、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めたものであり、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

	平成22年	平成33年	構成比	
			22年	33年
農地	59,420	57,770	14.0	13.6
森林	284,366	284,153	66.9	66.9
原野等(原野、採草放牧地)	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	20,314	20,381	4.8	4.8
道路	18,000	18,915	4.2	4.5
宅地	27,043	27,973	6.4	6.6
住宅地	15,630	16,489	3.7	3.9
工業用地	2,997	3,005	0.7	0.7
その他の宅地	8,416	8,479	2.0	2.0
その他	15,618	15,590	3.7	3.6
合計	424,761	424,782	100.0	100.0
市街地	10,488	9,776	-	-

- 注 (1) 森林は、国有林及び民有林である。なお、林道面積は含まない。
 (2) 水面は、湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面である。
 (3) 道路は、一般道路及び農林道である。
 (4) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
 平成22年欄の市街地面積は、平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

【参考2】

5地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

5地域区分	5地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地		自然保全地域		
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境域境	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域												
	市街化調整区域	×											
	その他	×	×										
農業地域	農用地区域	×	←	←									
	その他	×	←①	←①	×								
森林地域	保安林	×	←	←	×	←							
	その他	②	③	③	④	←⑤	×						
自然公園地	特別地域	×	←	←	←	←	○	○					
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×				
自然保全地域	原生自然環境域境	×	×	×	×	×	×	←	×	×			
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×		
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	

【凡例】

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- ：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ①：原則として、農用地としての利用を優先するものとする。ただし、土地利用の現況に留意し、農業上の利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。
- ②：都市内に残されている樹木や森林について、緑地としての保全に最大限努めながら、都市的な利用を図るものとする。
- ③：森林としての利用の現況に留意し、森林としての利用との調整を図りながら、本基本計画等に基づく都市的利用については、認めるものとする。
- ④：原則として農用地としての利用を優先するものとする。ただし、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとする。ただし、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥：自然公園地としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る。



富山県生活環境文化部県民生活課
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7